

保護者のみなさまへ

就学援助のお知らせ

和歌山市教育委員会

和歌山市では、お子さまが学校で楽しく勉強できるように、経済的にお困りのご家庭に学用品費や給食費などにかかる費用の一部を援助できる制度があります。ご希望の方は、別紙を参照して申請してください。この制度の対象となるのは市立小・中学校に在学する児童生徒、和歌山市内に住所を有し和歌山大学教育学部附属小・中学校、県立向陽中学校又は県立桐蔭中学校に在学する児童生徒の保護者となります。

1 援助の内容

○学用品費等 ○修学旅行費 ○学校給食費（小学校 給食実施の中学校）

○医療費（学校保健安全法で定めるもの。附属小・中、向陽中学、桐蔭中学は除く）

○社会見学費（附属を除く小学校）

○新入学学用品費（小1・中1対象。4月認定のみ）

※新入学学用品費については、前年度に入学前支給を受けていた方は除きます。

（他市町村での支給や就学援助以外の制度等で同様の内容の支給を受けた方も除きます。）

※生活保護を受けている場合は上記のうち修学旅行費、社会見学費、医療費が対象となります。

2 援助を受けることができる場合

児童扶養手当全部受給者または、世帯の総所得が認定基準額以下の場合。（×収入）

（例）認定基準額（家賃考慮なし）

親1人、子14歳	…約172万円	両親、子14歳	…約198万円
親1人、子6歳、14歳	…約219万円	両親、子6歳、14歳	…約238万円
親1人、子6歳、9歳、14歳	…約261万円	両親、子6歳、9歳、14歳	…約278万円

（上記金額は参考例であり、世帯人数、年齢、借家家賃等で認定基準額が変動します。）

※申請をご希望される方は、別紙「申請を希望される方へ」を参考にして提出してください。

3 中学校の給食費について（給食を実施している学校に限る）

給食を申し込む場合、それぞれの学校の期間内に申込み、振込みを行う必要があります。就学援助に認定されましたら、その後の振込みは不要です。ただし給食申込みは必要です。

※小学校のときに就学援助に認定されていても、中学校で新たに認定されるまでの期間は給食費を振込んでください。

※現在中学校に通われているご兄弟が就学援助に認定されていても、生徒ご本人が認定されるまでの期間は給食費を振込んでください。

※就学援助が認定された後、その認定期間にお支払いされた分の給食費（振込手数料を除く）は学校から返金されます。